

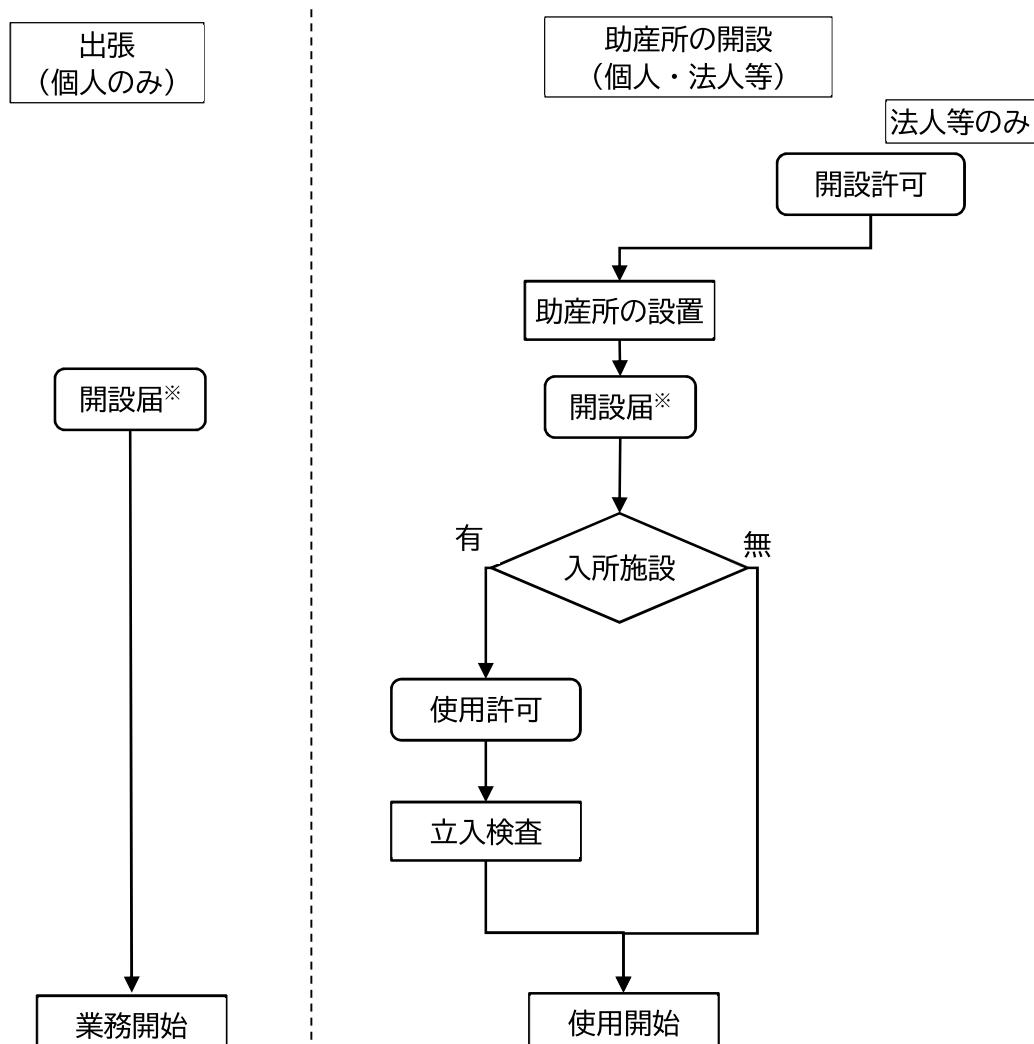
助産所の開設、各種変更に関する手続きの概要

1. 助産所の開設に関する手続き

助産所を助産師個人が開設する場合（以下「個人開設」という。）と助産師以外の者が開設する場合（以下「法人等開設」という。）のちがいにより、開設の手続きが事後の届出でよいか、事前の許可が必要かに分かれます。

また、個人開設、法人等開設を問わず入所設備を有する場合には、施設を使用する前に使用許可が必要ですのでご留意ください。

助産所設置の流れ



※分娩を取り扱う場合にあっては、助産所の開設、出張のいずれにあっても
 ・嘱託医師を定め、
 ・当該医師に嘱託した旨の書類を開設届に添付する必要があります。

2. 助産所の各種変更

開設時と同様に開設する者によって手続きが異なりますが、変更する内容により、変更前に「許可」を得る必要がある場合と、事後 10 日以内の「届出」ですむ場合に細分化されます。

また、入所施設を有する助産所の変更については、変更した施設を使用する前に許可を要する場合がありますのでご注意ください。以下の例示を参考にしてください。

なお、廃止、休止もしくは再開をした場合は、法第 8 条の 2 に基づき、10 日以内の事後の届出が必要です。

出張のみ及び入所施設を持たない助産所の場合	
個人開設	法人等開設
[届出でよい変更] 規則 5 条で定める事項（※1） 令 4 条第 3 項に基づく <u>変更後の届出</u>	[許可が必要な変更] 規則 2 条第 2 項で定める事項（※2） 法 7 条 2 項に基づく <u>変更前の許可</u> [届出でよい変更] 規則 2 条第 3 項で定める事項（※3） 令 4 条 1 項に基づく <u>変更後の届出</u> 規則第 3 条第 2 項で定める事項（※4） 令 4 条の 2 第 2 項に基づく <u>変更後の届出</u>
入所施設を有する助産所（個人及び法人共通）	
開設形態にかかわらず、入所施設を有する助産所は変更の内容により使用許可が必要な場合がある。使用許可は、上記の変更届、変更許可の手続きとは別に、手続きが必要であり、かつ、使用許可を受けてからしか使用開始できないので、 <u>事前の相談</u> が有効。	

（※1）規則 5 条で定める事項（個人開設助産所の変更届：変更後 10 日以内）

- ・開設者の住所及び氏名
- ・助産所名称
- ・開設の場所
- ・助産師その他の従業員の定員
- ・敷地の面積及び平面図
- ・建物の構造概要及び平面図
- ・開設者が現に助産所を開設もしくは管理し、又は病院、診療所もしくは助産所に勤務する者であるときはその旨
- ・同時に 2 以上の助産所を開設しようとする者であるときはその旨
- ・開設の年月日
- ・管理者の住所及び氏名
- ・業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間
- ・分娩を扱う助産所が定めた嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託病院・診療所の住所及び名称
- ・分娩を扱う助産所が定めた上記嘱託医師等での対応が困難な場合に対応を依頼する産科もしくは産婦人科及び小児科を標ぼうしかつ入院設備を持った病院もしくは診療所の住所及び名称

(※2) 規則 2 条第 2 項で定める事項（法人開設助産所の変更許可事項：変更前の手続き）

- ・助産師その他の従業者の定員
- ・敷地の面積及び平面図
- ・建物の構造概要及び平面図

(※3) 規則 2 条第 3 項で定める事項（法人開設助産所の変更届出事項：変更後 10 日以内）

- ・開設者の住所及び氏名
- ・助産所の名称
- ・開設者が法人であるときは、定款、寄付行為又は条例

(※4) 規則第 3 条第 2 項で定める事項（法人開設助産所の変更届出事項：変更後 10 日以内）

- ・分娩を扱う助産所が定めた嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託病院・診療所の住所及び名称
- ・分娩を扱う助産所が定めた上記嘱託医師等での対応が困難な場合に対応を依頼する産科もしくは産婦人科及び小児科を標ぼうしかつ入院設備を持った病院もしくは診療所の住所及び名称